



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース

2019/5/20

NO.319 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

## なんでも相談会

日時 5月22日(水)

午後4時30分から

会場 村上民商事務所

どんな相談でも受け付けます。ひとりでも  
悩まず、民商へお気軽にご相談ください。

※相談希望者は、事前に連絡をお願いします。

### 記帳・経営・会社設立

- ・記帳のやり方を教えてほしい。
- ・青色申告にしたい。
- ・会社設立や法人化にしたい。
- ・国や自治体の制度融資を使いたい。
- ・高すぎる国保税
- ・滞納がある。
- ・差し押さえ予告がきた。
- ・国保税を減免したい。
- ・保険証がない。

### 労災保険・社会保険

- ・社会保険の支払が大変。
- ・従業員を雇おうとしている。
- ・元請から一人親方の労災加入を求められている。
- ・労働保険の事務手続きが大変。

### 消費税

- ・分割納付にしたい。
- ・納税猶予の申請をしたい。



## 新商連婦人部協議会

### 第38回定期総会

日時 5月19日(日) 受付午前10時～

午前10時30分～午後3時30分頃

会場 新潟ユニゾンプラザ

講演 午前10時30分～

「軍事費と消費税」

講師 布施 佑仁氏(平和新聞編集長)

参加費 記念講演のみ参加500円

※講演会はどなたでも参加できます。

参加ご希望の方は、民商へ連絡をお願いします。

村上民商からは、  
阿部婦人部長、高橋理事、  
畑山理事の3名が総会に参加します。



## 消費税 いま上げるべきではない

5・17新潟集会

とき 5月17日(金) 午後6時20分から

場所 新潟駅南口広場

## 住民税特別徴収の

### 税額通知書が届きはじめました

従業員がいる事業所に、市や村から特別  
徴収の納付書や税額通知書が入った書類が  
郵送されています。

特別徴収は、給与からの天引きのことで、  
給与から先取りすることです。

所得税と同様、事業主が市や村に納付する  
ことになり、従業員は自分で納める必要が  
ありません。

給与から引く金額は、同封の納付書に記載  
された額です。納め方は、毎月の給与から  
引いたものを、翌月10日までに、市や村、  
金融機関で納入します。

従業員が10人未満の事業所は、  
申請により年2回の納期特例の納  
付も選択できます。(12月10日と  
6月10日までに半年分毎に納付)



## 今後の日程

### ◆記帳学習会

6月8日(土) 午後2時から

### ◆村上民商第43回定期総会

6月22日(土) お昼12時から

## 5月の無料法律相談

日時 5月21日(火)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談を希望の方は、5月17日(金)

までに民商へ連絡をお願いします。

その後の受付分は、次回6月の相談  
とさせていただきます。

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
事務局まで連絡を。